

長岡市固定資産評価に関する課題対応及び総合評価支援業務
簡易評価型プロポーザル参加説明書

1 業務名

長岡市固定資産評価に関する課題対応及び総合評価支援業務

2 目的

本業務は、令和9基準年度における固定資産の評価替えに向けて業務の効率化を図りつつ、適正かつ均衡を確保した評価及び課税の実現を目的とし、現状の課題対応を踏まえた解決策を提案し、次期基準年度に向けた課題対応スケジュール及び検証方法の提案を行うものとする。

また、納税義務者からの問合せや通常の課税事務を遂行しながら審査申出、審査請求、控訴等への対応は、限られた職員だけでは困難であることから、専門知識や高い技術力を有する事業者からの支援を受け、評価及び課税に関して職員に対する技術的支援を含め、総合的な支援を目的とする。

3 業務の概要

(1) 課題の対応

その他の宅地評価法における不整形地（形状等による）の評価及び補正の検討

(2) 課題の検証案の提案

令和9基準年度評価替えに向けた、課題対応スケジュール及び検証方法の提案

(3) 相談対応及び情報収集・提供

ア 土地の評価に関する質問に対応する

イ 税制改正及び固定資産評価基準の改正など、土地の評価に関する情報提供を行う

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要する。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(3) この公告の日において、長岡市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。

(4) この公告の日以後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) この公告の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項

- に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 国の機関、自治体及び企業等からの委託により過去5年以内（平成31年4月1日以降）に固定資産評価（土地）に係る業務委託の実績（現在業務実施中のものを含む。）を有していること。

5 契約期間

契約締結の日（6月下旬）から令和7年3月31日まで

6 提案上限金額

3,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

なお、提案上限金額は、提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。
提案見積額はこの上限金額を超えた場合は、失格とする。

7 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考する。

8 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類 簡易評価型プロポーザル参加表明書（様式1）
※本市の入札参加資格名簿に登録されていない者は「誓約書」（様式2）
- (2) 提出期限 令和6年4月30日（火曜日）午後3時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参、郵送（配達確認ができるもので、提出期限までに必着。）により提出すること。

(4) 提出先

長岡市財務部資産税課

住 所 〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10

電 話 0258-39-2213

FAX 0258-39-2263

e-mail sisanzei@city.nagaoka.lg.jp

9 質問書の受付及び回答について

8により参加表明書を提出した者は、次のとおり質問することができる。

- (1) 提出書類 簡易評価型プロポーザルに関する質問書（様式3）
- (2) 提出期限 令和6年5月10日（金曜日）午後3時まで（必着）
- (3) 提出方法 電子メールで送信するとともに、メール送信後に必ず電話で確認すること。
- (4) 提出先 8に同じ
- (5) その他 提出された質問に対しては、令和6年4月30日（火曜日）までに、参加表明書を提出した者全員に電子メールにより回答する。

1 0 提案書の提出について

8により参加表明書を提出した者は、次のとおり提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年5月24日（金曜日）午後3時まで（必着）
- (2) 提出方法 正本1部、副本6部を持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）のいずれかの方法により提出すること。
- (3) 提出先 8に同じ
- (4) その他 提案書の内容について、6月中旬（予定）にプレゼンテーションを実施する。日時等の詳細については、別途通知する。プレゼンテーションの順は、提案書の提出順とする。

1 1 提案書に記載する事項

(1) 提案書作成上の基本的事項

説明書等を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

本プロポーザルは、長岡市固定資産評価に関する課題対応及び評価支援業務における取組方法等について提案を求め、かつ、事業者の事業遂行能力を判定するため実施するものであり、当該業務の具体的内容、成果品の一部の作成及び提出をするものではない。ただし、事業者の業務遂行能力を判定するため、プレゼンテーション実施後の質疑において、適宜、固定資産税業務等についての質問を行う。

具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ、本市と協議しながら行う。

(2) 提案書の項目

ア 会社概要

- (ア) 社名
- (イ) 本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地
- (ウ) 資本金
- (エ) 従業員数（本社及び支社、支店、営業所別）
- (オ) 業務内容

イ 業務実績に関する事項

国の機関、自治体等からの委託により、過去5年以内（平成31年4月1日以降）に固定資産評価（土地）に係る業務委託の実績を最大15件まで記載すること。

なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとする。

- (ア) 業務の名称及び内容
- (イ) 履行期間
- (ウ) 委託者の名称

ウ 本業務への取組体制に関する事項

- (ア) 担当予定者氏名、経歴、実績
- (イ) 本業務への対応予定体制、本市からの相談等に対する応答体制について記載すること。

エ 取組方針、内容等に関する事項

- (ア) その他の宅地評価法における不整形地の評価について、考え方を述べること。

(イ) 次期評価替えを踏まえ、課題を対応するためのスケジュール及び検証方法について提案すること。

(ウ) 事業者独自の提案がある場合は、考え方を述べること。

オ 費用見積りに関する事項

委託費 3,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内での総事業費の見積額を記載し、その費用内訳もわかる書類を提出すること。

(3) 提案書の様式

ア A4版 用紙の使用方法は、縦・横を問わない。

イ 横書き、表紙の記述項目は、件名、日付、事業者名、担当者名、住所、電話番号、ファックス番号、eメールアドレスとする。

1.2 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者かつプレゼンテーションの参加者で、次の全ての要件に該当する者の中から、提案書、プレゼンテーションの内容及び見積金額により総合的に選考し、最優秀者を決定する。

(1) 提案書の記述が、要件を満たしていること。

(2) プレゼンテーションが、規定時間内に完了していること。

(3) 本市の意向に合致しており、今後連携して業務展開が実現可能であると見込まれること。

(4) 本市からの質問に対して的確に回答することで業務遂行能力を示すこと。

1.3 選考結果通知

(1) 選考結果は、参加者全員に通知する。

(2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

1.4 その他留意事項

(1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出書類は、当該プロポーザルの目的以外の目的には使用しない。

(3) 提案書に記載された内容については、原則として提出後の変更を認めない。なお、提出書類は、返却しない。

(4) 選考の段階で、提案の虚偽、不正又は違反が認められた提案者は、ただちに失格とします。

(5) 不明な点については、長岡市財務部資産税課に問い合わせること。

担 当：長岡市財務部資産税課 土地係
住 所：〒940-8501
長岡市大手通1丁目4番地10
電 話：0258-39-2213 FAX 0258-39-2263